

# 岩手県立総合防災センター指定管理者募集要項

令和7年9月

岩手県

## 目 次

1	対象施設	1
2	申請資格	1
3	指定期間	1
4	指定管理者の公募手続き	2
5	提出書類等	3
6	申請に際しての留意事項	3
7	選定方法	4
8	選定基準及び審査内容	5
9	その他	6
10	問い合わせ及び申請書類提出先	7

岩手県は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）の規定に基づき、以下のとおり岩手県立総合防災センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

## 1 対象施設

岩手県立総合防災センター（岩手県紫波郡矢巾町医大通 2-2-2）

（詳細は別冊「岩手県立総合防災センターの概要」のとおり）

## 2 申請資格

(1) 団体であること。（法人格の有無を問わない。）

ア 申請団体は、団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。

イ グループで申請する場合、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めるものとします。

(2) 団体又はグループの構成団体のいずれもが次の者に該当しないこと。

ア 申請の時点で地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 申請の時点で岩手県から指名停止措置を受けている者

ウ 国税、地方税を滞納している者

エ 会社更生法、民事再生法に基づく更正又は再生手続きを行っている者

(3) 複数申請の禁止

ア 単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。

イ グループの構成団体は、2 以上のグループの構成団体となることはできません。

(4) グループ申請の構成の変更

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。

(5) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(6) 県内に事業所又は営業所等を有すること。

## 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定期間内であっても指定を取

り消すことがあります。

#### 4 指定管理者の公募手続き

##### (1) 募集要項の配付

募集要項を令和7年9月5日（金）～10月6日（月）に次により直接配付します。また、岩手県復興防災部消防安全課ホームページからもダウンロードできます。

ただし、郵便での配付は行いません。

配付場所：岩手県復興防災部消防安全課

岩手県盛岡市内丸10番1号

配付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～5時

ホームページ：

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/anzenanshin/bosai/1004324/1090160.html>

##### (2) 現地説明会

現地説明会を次により開催しますので、参加されるようお願いします。参加を希望される団体は申込書（様式第6号）に記入のうえ、電子メール、FAXのいずれかにより令和7年9月17日（水）午後5時までにお申し込みください。

なお、説明会参加につきましては1団体2名までとします。

開催日時：令和7年9月24日（水）午後1時30分から

開催場所：岩手県立総合防災センター

##### (3) 申請の受付

申請書類を次のとおり受付します。

受付期間：令和7年9月5日（金）～10月6日（月）午後5時まで

提出先：岩手県復興防災部消防安全課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

提出書類の取扱い：県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は、提出書類の内容を複製、改編して使用できるものとします。また、県が保管する提出書類（正本1部）については、岩手県情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）に規定する公文書に該当することになり、情報公開の請求がされた場合、同条例に基づき、情報公開の手続きを行いますので、あらかじめ、ご了承ください。

##### (4) 質問の受付

募集要項に関する質問を下記のとおり受け付けます。質問に対する回答は、岩手県立総合防災センター指定管理者募集ホームページ上で行います。なお、内容によっては時間をいただく場合があります。

受付期間：令和7年9月16日（火）～9月30日（火）午後5時まで

受付方法：質問書（様式第7号）に記入のうえ、電子メールに添付して送付してください。

また、電子メールの未到着を防ぐため、事前、事後の送信・着信の連絡をお願いします。

メールアドレス：[AJ0010@pref.iwate.jp](mailto:AJ0010@pref.iwate.jp)

## 5 提出書類等

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

提出部数は、各書類とも8部（正本1部、副本7部）を提出してください。

### （1）岩手県立総合防災センター指定管理者指定申請書（様式第1号）

※ グループ申請の場合、グループ申請構成表（様式第1-1号）も提出してください。

### （2）岩手県立総合防災センター管理運営計画書（様式第2号）及び収支計画書（様式第3号）

### （3）申請者に関する書類

※ グループ申請の場合、構成団体分も併せて提出してください。

ア 定款又は寄付行為（法人でない団体にあつてはこれに相当するもの）

イ 納税証明書（令和6年の国税、地方税）

ウ 団体概要（様式第4号）

エ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書

オ 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人格のない団体にあつては、その構成状況を表す書類

カ 経営に関する書類（直近の会計年度のもの）

・法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書

・その他の団体については、収支計算書

### （4）誓約書（様式第5号）

## 6 申請に際しての留意事項

### （1）失格又は無効

以下の事項に該当する場合は、申請が失格又は無効となることがあります。

ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 申請書類の記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの。

オ 本県職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触の事実が認められたとき。

(2) 重複申請の禁止

申請 1 団体（グループ）につき 1 申請とします。複数の申請はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く。）

(4) 申請書類の取り扱い

申請書類は理由のいかんを問わずお返ししません。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(8) その他

申請書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内における岩手県立総合防災センター指定管理者選定に係る用途に限ります。）

## 7 選定方法

「岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会」において、申請の受付終了後（令和 7 年 10 月上旬）に書類及びプレゼンテーションによる審査により、指定管理者の候補者の選定を行います。

選定後は、申請者に対して審査の結果を通知するとともに、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要を公表します。

(1) 書類審査

申請書類に基づき選定を行います。

(2) プレゼンテーションによる審査

1 申請団体あたりの説明時間（パワーポイントを使用しての説明も可）は 30 分以内、質疑時間は 30 分以内とします。

なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者を出席させてください。

(3) 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案

を議会に対して提出し、議決後指定管理者として指定します。

## 8 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準、審査内容は次のとおりです。

選定基準 (条例規定事項)	審査項目	審査内容	配点
(1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られるものであること(指定手続等条例第3条第1号)	管理運営への意欲、姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託への意欲、熱意はあるか</li> <li>・設置目的と申請者が提出した運営方針が合致しているか</li> <li>・団体の経営モラルは適切か</li> <li>・施設の設備、機能を十分に活用した提案となっているか</li> </ul>	20点
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等の内容に偏りがいないか</li> <li>・利用者等からのクレーム対応は適切か</li> </ul>	
(2) 管理計画の内容が当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること(指定手続等条例第3条第2号)	利用率の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用率を高める内容の提案は適切か</li> <li>・地域、関係団体、NPO等の連携が図られているか</li> </ul>	20点
	設置目的を達成するための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的達成につながる取組内容となっているか</li> <li>・十分な創意工夫がみられるか</li> </ul>	
	施設等の維持管理の内容、効率性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の管理は適切か</li> <li>・維持管理は効率的に行われているか</li> <li>・環境に配慮した管理運営となっているか</li> </ul>	20点

	施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営経費の節減に取り組む提案となっているか</li> </ul>	
(3) 指定申請 法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施できる能力を有していること（指定手続等条例第3条第3号）	安定的な運営が可能となる財政基盤並びに収支計画の内容、整合性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営状況（財政基盤）は安定しているか</li> <li>収入、支出の積算と管理計画の整合性は図られているか</li> <li>収支計画の実現可能性はあるか</li> </ul>	20点
	安定的な運営が可能となる人的能力及び設置目的に沿った指導能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員構成・職員数は十分か</li> <li>職員採用・確保の方策は十分か</li> <li>職員の研修計画は十分か</li> <li>来館者への説明及び指導の能力を有しているか</li> </ul>	
(4) その他別に定める基準（指定手続等条例第3条第4号）	情報の管理、危機管理及び安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護が図られているか</li> <li>災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか</li> <li>来館者への安全管理体制が十分か</li> </ul>	20点
合 計			100点

## 9 その他

### 配付資料

- ・岩手県立総合防災センター指定管理者募集要項
- ・岩手県立総合防災センター管理運営業務仕様書
- ・指定管理者申請のための岩手県立総合防災センターの概要
- ・申請様式
- ・添付資料

## 10 問い合わせ及び申請書類提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県復興防災部消防安全課消防保安担当

担 当：千葉 昌也

電 話：019-629-5556

F A X：019-629-5174

メールアドレス：[AJ0010@pref.iwate.jp](mailto:AJ0010@pref.iwate.jp)